

看護職の免許をお持ちの皆様へ

離職時等の届出のお願い

【届出制度】とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながらその仕事をされていない方々に、氏名や連絡先等の情報をナースセンターに届け出て頂く制度で、2015年10月から努力義務として施行されています。

届出の対象：

1. 病院、施設などを離職した方（定年退職の方も含まれます）
2. 看護師等の業務に従事しなくなった方
3. 看護師等の免許を受けた後、看護師等の業務に直ちに
従事する見込みがない方

届出事項：

1. 氏名・生年月日及び住所
2. 電話番号・メールアドレス
3. 看護師等の免許の登録年月日と登録番号
4. 就業に関する状況 等

届出の方法： 1. インターネットで簡単に登録ができます！
スマホ・パソコンの方は

看護師等の届出サイトとどけるん



から登録。

2. インターネットの環境がない方は、別紙の届出票に記入し、
愛媛県ナースセンターへ提出してください。

届出された方には：

○ナースセンターだより(求人情報誌)、ナーシング愛媛(看護協会広報誌)、復職に向けた研修等のご案内を年4回、郵送いたします。

○ナースセンターにご登録いただくと、ナースセンターに登録のある求人情報がインターネットで閲覧できます。メールマガジンにて、新着の求人情報や研修案内をお届けいたします。ナースセンター来所、電話やメールにて、看護職の相談員による**無料**の職業相談を受けることができます。

公益社団法人愛媛県看護協会

愛媛県ナースセンター「看護師等無料職業紹介所」

〒790-0843 松山市道後町 2-11-14

TEL089-924-0848 FAX089-996-8425

e-Mail ehime@nurse-center.net

この制度は、今後予想される看護師不足に対して、看護職が求職者になる前の段階からの潜在化の予防や、潜在看護師の状況を把握して、現役復帰を目指す看護職の復職支援を行うのが目的です。

【届出票を提出される方へ】

○愛媛県ナースセンターは、提出して頂いた「届出票」をもとに、「看護師等の届出制度」への代行登録を行います。登録が完了した方には、メールなどにより登録完了をお知らせ致します。

○届出票に記載する住所について、離職後転居予定の方は、転居先の住所をご記入ください。転居先のナースセンターにより復職支援を行います。

○「就職先が決まった」「転居した」など、情報に変更が生じた場合には、ナースセンターまでご連絡ください。インターネットの環境がある方は、ご自身で届出サイト「とどけるん」にログインし、情報変更入力をすることもできます。この時、登録完了後に発行されたID・パスワードが必要となります。

※届出事項に変更が生じた場合には、その旨をナースセンターに届出るよう努めなければならないことも法律上の努力義務に含まれています。

※看護協会員の情報変更とは異なりますので、ご注意ください。

【看護管理者の方へのお願い】

離職される方への適切な届出の声かけ、届出票の取りまとめをお願いいたします。取りまとめた後は、速やかにナースセンターにご提出ください。

【個人情報取り扱いについて】

届出ていただく情報は、届出サイト「とどけるん」に掲載している「とどけるんプライバシーポリシー」に基づいて管理し、ナースセンター事業の案内、登録情報の確認、統計資料の作成に利用いたします。なお、本人の同意を得ることなく、第三者に提供しないものとします。